

銚田・大洗広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

制定 令和3年4月1日条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第2項及び第4項の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第2条 職員の懲戒の手續及び効果については、銚田市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17銚田市条例第29号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。